

令和5年第5回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年9月14日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和5年9月19日	午前10時00分
	散 会	令和5年9月19日	午前11時08分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 0 名 欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	欠 員		13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

10	崎 浜 秀 昭	11	比 嘉 由 具
----	---------	----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	上 原 正 史
教 育 長	知 念 正 昭	産 業 振 興 統 括 監	並 里 力
住民生活統括監兼総務課長	仲宗根 章	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	上 間 辰 巳
住 民 課 長	安 里 孝 夫	企 画 商 工 観 光 課 長	宮 城 健
子 育 て 支 援 課 長	崎 原 誠	福 祉 課 長	大 城 尚 子
建 設 課 長	渡久地 要	健 康 づ く り 推 進 課 長	松 本 一 也
上 下 水 道 課 長	知 念 毅	農 林 水 産 課 長	平 安 山 良 信
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	屋富祖 良 美	主 任 主 事	與那嶺 卓
---------	---------	---------	-------

議 事 日 程

9月19日（火）2日目

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第33号	あらたに生じた土地の確認について (審議・採決)
2	議案第34号	字の区域の変更について (審議・採決)
3	議案第35号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (審議・採決)
4	議案第36号	工事請負契約についての議決内容の一部変更について〈本部町学校給食共同調理場改築工事（機械）〉 (審議・採決)
5	議案第37号	工事請負契約の締結について〈満名橋整備工事（A1橋台）〉 (審議・採決)
6	議案第38号	令和5年度本部町一般会計補正予算について (審議・採決)
7	議案第39号	令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (審議・採決)
8	議案第40号	令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (審議・採決)
9	議案第41号	令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (審議・採決)
10	議案第42号	令和5年度本部町水道事業会計補正予算について (審議・採決)
11	報告第2号	決算審査特別委員会委員長報告 (報 告)
12	議案第43号	令和4年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について (採 決)

日程番号	議案番号	件名	
13	議案第44号	令和4年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	(採決)
14	議案第45号	令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	(採決)
15	議案第46号	令和4年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について	(採決)
16	議案第47号	令和4年度本部町水道事業会計決算認定について	(採決)
17	陳情第1号	北部地区における透析診療に関する嘆願書	(採決)
18	陳情第2号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて(要請)	(採決)
19	意見書第1号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書	(採決)
20	決議第3号	議員派遣の件	(採決)

○ 議長 松川秀清 本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

先日、議案説明を終了しておりますので、議案の審議・採決を行います。

日程第1．議案第33号 あらたに生じた土地の確認についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第33号 あらたに生じた土地の確認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第33号 あらたに生じた土地の確認については、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第34号 字の区域の変更についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第34号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第34号 字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第36号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について〈本部町学校給食共同調理場改築工事（機械）〉を議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第36号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について〈本部町学校給食共同調理場改築工事（機械）〉を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第36号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について〈本部町学校給食共同調理場改築工事（機械）〉は、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第37号 工事請負契約の締結について〈満名橋整備工事（A1橋台）〉を議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第37号 工事請負契約の締結について〈満名橋整備工事（A1橋台）〉を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第37号 工事請負契約の締結について〈満名橋整備工事（A1橋台）〉は、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第38号 令和5年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 それでは2点お伺いします。37ページ、商工費、委託料。本部町宿泊税の導入に関する検討委員会等運営業務委託料に関して、少しお伺いしたいのですが、去る6月定例会にこの宿泊税の部分で一般質問で聞かせていただいた関係上、その際、この検討委員会というのは動き出したばかりなのでこれからだという説明がございました。その後、この検討委員会では何らかの、その組織としての動きがあったのかどうか。構成メンバーについてもあつたとき説明がありましたか、その構成メンバーに変わりがあったのか。もう1点、運営業務。運営を委託するということではありますが、実際にその運営業務を担ってもらう委託先とは、今どのような協議になっているのか……、委託先に対してはどのような業務を望んでいるのかということをお伺いします。もう1点、41ページ、土木費の道路維持費なんです。補正で1,300万円の補正があり、今合計で2,700万円程度の道路維持費になっておりますが、前年度の決算では道路維持費の決算額は1,800万円程度なんです。増えたから悪いということではなくて、実際に本町に係る今後の道路維持費に対しての状況や現状をお伺いします。もし、今後増やしていくのであれば、それなりの予算措置も必要になってくるかと思うので、現状をお伺いしたいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 喜納政樹議員にご説明いたします。

検討委員会、私たちのプロジェクトチームです。宿泊税に関するプロジェクトチームを立ち上げまして、過去に何回か6月定例会でもありましたように検討委員会を設けております。直近でいきますとコンベンションビューローのお考えなどを聞きながら行ったということがございます。さらには宮古島市、石垣島市、本部町、北谷町、恩納村含めてのウェブ会議を開催しております。内容といたしましては現状、おのおのの地域がどういったことで今進んでいるかというような確認等を行っている状況でございます。あと、宿泊税に関する委託業務の件に関してであります。委託先というものはまだ実際のところ決まってはございませんで、今のところ想定している委託業務に関しては、まずはホテルの客室数、それから宿泊者数の調査。それで人数等によって本町に入ってくる宿泊税がどれぐらいの見込みであるというような調査。それからもう1点が有識者を交えての意見交換会等も考えています。もちろんホテル関係者の皆さんとの意見交換というの

も考えてございます。以上が今までの経緯でございます。すみません。答弁漏れです。構成員に関してはメンバーは変わりはありません。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 13番、喜納議員にご説明いたします。

道路維持費、町内道路維持工事費についてのご質疑ですが、町内の道路、全体的な感じでお話しさせていただくと、今回1,300万円の補正増をお願いしておりますが、昨年度の決算に比べて増えているというのは、まだまだ積み残している、手をつけていない箇所とかがありまして、その対応もあります。さらに各行政区等からの要請等もまだ上がってきている状況であります。町内の道路の状況として、これは道路に限らず道路の附帯設備である排水なども、この予算で対応するのですが、昭和50年以降に補助事業等を投入して道路整備を順次行ってきていると思われるのですが、それがだんだん老朽化してきて、維持管理にお金がかかってくるのが増えてきていると。ガードレールなり排水の破損なり、あと最近では道路の陥没等もありましたので、そういったことが増えてきているのが現状だと感じております。恐らく今後も橋梁等も私たちは管理をしておりますので、そういう橋梁等の維持管理のほうにも予算の支出が増えていくと考えておりますので、今後は減ることはなく、恐らく予算は増えていく傾向になると思われま

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 それでは宿泊税の部分の説明を今お聞きしましたが、協議を重ねられて関係団体や各市町村とも協議をされているということでありました。その説明からすると、前回の6月定例会の答弁の資料などを見ても、各市町村ともしっかり足並みをそろえていくといふスタンスとうかがえるのですが、そこら辺をもう一度確認したいのと、あと、やはり1番気になるのは、県が観光振興税という形で県も立ち上げると。そこら辺の会議や、そこら辺との調整などはどのように行っていくのかというのをさらに確認したいと思います。委託先に関しては先ほど説明を伺ったのですが、運營業務一般を全て任せるといふスタンスなのか、それとも委託先、いわゆるコンサル。そこに丸投げをすることによって本町のしっかりとした宿泊税に関する考え方がないと、私もまずいかなと思うのですが、そこら辺はどのように考えているのかというのを副町長か統括監あたりにお伺いしたいと思います。

今の町内道路の維持工事費なのですが、その積み残しの部分ややってない所があるというのであれば、ぜひそれは町民の声や各字から上がってくる部分に関しては的確にその予算の範囲内でやっていただきたい。なので、その部分をしっかりとまた次年度の予算に関しましては、予算に反映できるようにやっていただければいいかなと思うのですが、今後、先ほどの説明では恐らく増えていく一方だということでありましたが、そこら辺の道路維持管理費に関しまして、今一番、この部分の予算内で予算が大きくなりそうな部分の維持工事費というのは、例えば共用道路。どの部分が一番多いのかというのを伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 上原正史 13番、喜納議員に説明いたします。

先ほどありました委託業者に関しては、今のところ決まっておりませんが、他市町村及び県の動向を見ながら決めていきたいと思えます。ちなみに恩納村、沖縄県、北谷町、竹富町においてはJTB沖縄の会社のほうで委託をしている状況であります。それから、例えば委託先に関するものは、受入れ環境とかあると思えますが、宿泊数の調査等、それから有識者との勉強会等、委員会の実施をしてもらって、それを取りまとめてやるということで、本町としてもその委託業者と連携しながら、調査結果を踏まえて今後その宿泊税についてやっていきたい。ちなみに、宿泊税の使い道等は、今のところホテル等とも連携して会議をしていますので、ホテル等の意見を聞きながら、今後宿泊税の使い道などをやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 13番、喜納議員にご説明いたします。

喜納議員から今ご質疑いただいた、どの部分が増えそうかというところに関しては、一概には言えないところもありますけれども、大型なインフラ、構造物という点で言うと橋梁の部分と町内に1か所ありますけれどもトンネルの部分があるのですが、道路のほうが圧倒的に本数、箇所数もありますので、その辺一概に橋梁、トンネルが大きくなるとは言えないのですが、今、維持管理の考え方としてライフサイクルコストというのを考えて、適切なメンテナンス予算を投入していけば、大規模修繕のときに修繕の予算が抑えられるという考え方がございまして、それに基づいて今、国全体で国土交通省の指導の下に、ライフサイクルコストを考えた上で道路インフラのメンテナンスをなさいたいということがありまして、それで橋梁等もトンネル等も今、維持管理のメンテナンス計画を策定して、年度的にどれぐらいのメンテナンスの予算をかけたら、最終的に修繕の予算が抑えられるよという計画も立てているところですので、それに基づいて私たちは適切にインフラの管理を行っていきたくて考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 分かりました。最後の質疑なので、副町長にもう一度お伺いしますが、先ほどの宿泊税の使途、使い道。ホテルの意見を聞いたということでありますが、宿泊税にしましては宿泊、そういう観光に来られる観光客から、確かにそのホテルに関するそういった設備などもあります。やはり町内に関する、観光に関するものはかなりいろいろ多岐にわたります。そういう部分も含めて宿泊税の使い道というのをしっかりと示していただきたいというのがありますので、先ほどの答弁も含めて、その宿泊税について。前回の6月には統括監からも人材育成なども必要ではないかということがありましたので、その面も含めてもう一度副町長から説明いただきたいと思えます。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 上原正史 13番、喜納議員に説明いたします。

先ほどの答弁で少し舌足らずの面があったことを訂正いたします。受入れ環境の整備と、あといろいろ受入れ環境というのは多岐にわたっておりますが、その受入環境を整備するということと、あと、情報提供ですね。観光客に対しての情報提供等、あと、サービス向上とかがあります。

観光客が来てもいいように環境づくりをメインにしたり、あるいは先ほど言いました人材、せっかく町内に多くのホテル等がありますので、高校生あるいは中学生、地元のホテル等の皆さん、人材を活用しながら観光教育等にできたらと思っております。あと、スポーツ関係の合宿等がありますが、その辺のものを含めた環境整備等もその宿泊税では利用可能かと思えます。多岐にわたって観光のための整備等、また町内の美化作業、美化環境についても併せて宿泊税で利用できる可能性が出てきておりますので、今後検討委員会等を通してやっていきたいと思えます。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 今の喜納議員の宿泊税に関連するのですが、この課税対象となる宿泊施設の規模をどれぐらいまで検討されているのか。今はまだ答えられないと思うのですが、検討されている施設の規模ですね。町内大型リゾートホテルから小規模な民泊もありますが、そういう施設全体に課税するのか。この課税のレベルを規模に応じて分けるのか、そこまで検討されているのか伺います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 8番 具志堅正英議員にご説明いたします。

課税対象者、課税をかける対象者のことでございます。本部町に観光にいられて宿泊されるお客様への宿泊税というような課税になるということでございます。ただ、内容に関しましては、沖縄県が今示しているのが2万円以上、それから2万円未満で分けております。例えば2万円未満であるのであれば500円の徴収。5,000円以下であれば税はかけないというようなことは沖縄県のほうで検討されているところでございますが、本町といたしましては沖縄県の考え方に沿っていくのか、それとも各市町村との連携を図りながら、いろいろな方向で考えられるものなのか。ほかのやり方があるのか、これからの検討課題だと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第38号 令和5年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第38号 令和5年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 39 号 令和 5 年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第 39 号 令和 5 年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第 39 号 令和 5 年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 40 号 令和 5 年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第 40 号 令和 5 年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第 40 号 令和 5 年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 41 号 令和 5 年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。14 番 具志堅 勉議員。

○ 14 番 具志堅 勉 1 点だけ。5 ページの並里・伊野波地区公共下水道概略設計業務に関し

て308万円。これは勉強会の中で費用対効果という説明もありました。その満名本線ですが、分かる範囲でよろしいので、もしこの業務が実施された場合にどれぐらいかかるのかというものと、私は費用対効果というよりも満名本線の基本的目的、生活の利便性及び定住促進の意味も含めて、ぜひこれと並行して行っていただきたいと思っておりますので、その2点。また最後に町長のほうにもお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 14番、具志堅議員に説明いたします。

満名本線、本線自体が約1キロメートルございます。今、私たちが事業を検討するときに用いるメーター当たりの単価があるのですが、これが約11万円を検討しております。ただし、これは今後概略設計によってポンプ所を設けて排水、送水しないといけないとかで変わってきはするんですけども、平均的には11万円で見えておりますので、約1億1,000万円程度を基準として考えております。

2点目の費用対効果の話について説明いたします。今、下水道事業を行うためには概略設計を入れまして、実際に幾らぐらいかかるのだろうか。それが補助事業が採択されるにあたって費用対効果がでるのだろうか。もう1点が事業完了後において、経営上成り立つのかどうかというところを見ないといけないと思っておりますので、この辺は補助事業採択に向けて、どうしてもクリアしないといけないハードルかなという形では考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 満名本線、下水道に対する具志堅議員からの提言希望でしたけれども、定住条件の整備のためには下水道を含めた基本的なインフラとして、その整備はとても重要なことだと認識しております。先ほど課長からもありましたように、補助事業に乗せるための基本的な調査業務もやらないと補助事業に乗せられないという部分がありますので、その手続上のことだというふうにご理解賜ればと思っております。いずれにせよ定住条件の整備のために当該エリアの整備というものは、きっちりした形で対応していきたいと考えております。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今、具志堅議員からの質疑に関連するので、少しまた担当課の説明を願いたいのですが、今、概略設計業務を出すということで予算化されておりますが、役場内での協議。これは各課の協議などがあるのですか。それとも今、上下水道課でしたか。上下水道課だけの考えなのか、お伺いしたい。なぜかという、下水道を通す際に、向こうは農地などもあると思うのです。農地のそれをどう外すのかとか。様々な課が関連してくると思うのですが、そこら辺はどのような協議がなされているのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 13番、喜納議員に説明いたします。

今、下水道事業を行うに関しては様々な課が関係しております。今年度に関係各課による会議を集まって2度ほど持っておりますが、まず1つ、今おっしゃったような農振の話。農振をまず

解除しないといけないという話。同じく都市計画マスタープラン、今はこの地域が住宅地になっておりませんので、都市計画マスタープランを見直すということが大きく2つございます。その中に関しましては建設課、農林水産の担当課のほうと調整をして私たちの下水道が入れられるようにしたら、どういうハードルがあるのかという形を、私たちの補助事業の事務も進めながら、併せて内部の事務も処理していこうという形で検討会を持っているところであります。以上でよろしいでしょうか。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 かなりそこに下水道を通すためには、いわゆる各課のタイミングとかが必要になるかと思うのです。道路整備をした後にまた下水道の話が出てきたりとか、いろいろな話がないように。しっかりその協議を重ねてやっていただきたいというのと、それはここで協議したというのが行い根拠、行わない根拠。いろんな協議の中でこうなったという説明にもなるかと思うので、そこら辺はしっかりやっていただきたいと考えていますので、そこら辺はしっかり各課、町長、副町長、しっかり協議を進めていただきたいと思うのですが、町長もう一度そこら辺を含めて答弁いただければと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 ただいまのお話ですが、道路事業を採択して、そこで北振事業を入れる段階でかなり迷った部分もあります。おっしゃるように、もともとは優良な農地なわけです。その農地、食料資源もこれからは大切なのでしょうけれども、その中でそこを開発するにあたっていかなものかというようなことで、いろいろといろんな角度から考えたのですが、現状が現状だけに細切れの土地であるし、そしてまた耕作放棄地が多いというような、このような現状を踏まえて場所柄、定住条件の整備に備えたほうが将来のまちの発展のためにはよかろうと、というような判断の中で今現在進めてきたというような、その流れをしっかりと酌んで、そして議員おっしゃるように各課の中でもしっかりと協議をしながら、そしてまた県のほうへ都市計画上のこと、あるいは農振上のことを県の上位組織にもしっかりと説明できるような体制をとりながら対応していきたいと、こう考えております。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第41号 令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第41号 令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第42号 令和5年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和5年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第42号 令和5年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（午前10時41分）

再開します。

再 開（午前10時54分）

日程第11. 報告第2号、議案第43号 令和4年度本部町一般会計歳入歳出決算認定から議案第47号 令和4年度本部町水道事業会計決算認定の5件につきましては、決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭。

○ 決算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭 報告第2号、令和5年9月19日、本部町議会議長 松川秀清殿。決算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭。委員会審査報告書。（1）議案第43号 令和4年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。（2）議案第44号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。（3）議案第45号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。（4）議案第46号 令和4年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。（5）議案第47号 令和4年度本部町水道事業会計決算認定について。

本委員会は、令和5年9月14日付で付託された上記案件については審査を終了したので、本部町議会会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

決算審査特別委員会報告。1、付託事件。（1）議案第43号 令和4年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。（2）議案第44号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。（3）議案第45号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。（4）議案第46号 令和4年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定につい

て。(5) 議案第47号 令和4年度本部町水道事業会計決算認定について。2、審査結果。(1) 議案第43号、認定すべきものと決定する。(2) 議案第44号、認定すべきものと決定する。(3) 議案第45号、認定すべきものと決定する。(4) 議案第46号、認定すべきものと決定する。(5) 議案第47号、認定すべきものと決定する。以上です。

○ 議長 松川秀清 議長を除く全員による決算審査特別委員会委員長の報告でした。よって質疑、討論を終結します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって質疑、討論を終結します。

これで報告第2号、決算審査特別委員会委員長による委員長報告は終了しました。

日程第12. 議案第43号 令和4年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第43号 令和4年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算認定に対する委員長の報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第43号 令和4年度本部町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第13. 議案第44号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第44号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算認定に対する委員長の報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第44号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第14. 議案第45号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第45号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算認定に対する委員長の報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第45号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第15. 議案第46号 令和4年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第46号 令和4年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算認定に対する委員長の報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第46号 令和4年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第16. 議案第47号 令和4年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

議案第47号 令和4年度本部町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算認定に対する委員長の報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第47号 令和4年度本部町水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第17. 陳情第1号 北部地区における透析診療に関する嘆願書を議題とします。

お諮りします。本案は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。陳情第1号 北部地区における透析診療に関する嘆願書については採択されました。

日程第18. 陳情第2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについてを議題とします。

お諮りします。本案は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。陳情第2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについての意見書採決の陳情については採択されました。

日程第19. 意見書第1号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。7番 伊良波 勤議員。

○ 7番 伊良波 勤 意見書第1号、令和5年9月19日。本部町議会議長 松川秀清殿。提出者、本部町議会議員 伊良波勤、賛成者、本部町議会議員 崎浜秀昭。賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。沖縄県は、地理的に台風・干ばつ等自然被害を受けやすく、森林のもつ県土保全や水源涵養等の公益的機能の強化が重要であります。そのため、森林経営管理制度に基づき森林整備を進めているが、担い手不足等から適切な管理が困難な状況となっています。沖縄県の森林整備は歴史的背景から市町村有林を主体に実施しているが、財源不足から森林の持つ公益的機能の確保が喫緊の課題となっております。以上のことから、下記事項の実現のため森林環境譲与税の譲与基準の見直しを強く要請する。

記、（１）森林整備等を着実に進め、山村地域等の再生に一層取り組むことができるよう、森林の多い市町村への配分を高めるよう譲与基準の見直しを行うこと。（２）沖縄県の森林整備は、主として市町村有林で実施していることから、譲与基準に市町村有林を追加していただきたい。令和５年９月１９日、沖縄県本部町議会。宛先、農林水産大臣 宮下一郎殿、総務大臣 鈴木淳司殿。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、決議第3号 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本案は別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって決議第3号 議員派遣の件は別紙のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午前11時08分）